

## 発起人決定書

平成 18 年 5 月 1 日午前 10 時 10 分、神戸市垂水区本多聞 3 丁目 11 番 13 号  
創立事務所において、発起人西本 聰は次のとおり発起人規約を定めた。

### 記

- 1 商号は、株式会社 シーコミュニケーション とする。
- 2 目的は、次のとおりとする。
  - (1) 自動車用部品の製造及び販売
  - (2) 中古自動車及び新車の売買
  - (3) コンピュータのソフトウェアの開発及び販売
  - (4) 翻訳及び通訳の派遣
  - (5) 前各号に附帯する一切の業務
- 3 発行可能株式総数は 1000 株とする。
- 4 設立に際して株式 40 株を発行する。この発行価格は、1 株につき 5 万円とする。
- 5 設立に際して発行する株式の全部は、発起人においてこれを引き受け、発起人以外の者からは株式の募集は行わない。
- 6 設立に際して現物出資は行わないものとする。
- 7 発起人は、会社設立に関して報酬および特別な利益を受けない。会社設立の費用は、発起人がすべて負担する。

上記の決定事項を明確にするため、この決定書を作り発起人が記名押印する。

平成 18 年 5 月 1 日

神戸市垂水区本多聞 3 丁目 11 番 13 号

発起人 西本 聰

西